

綾瀬市が発注する工事等に 「電子保証」を導入します

令和5年11月9日以降に契約を締結する保証事業会社の
前払金保証と契約保証について、電子手続きが可能となります。



- ☑ 保証証書等の郵送・持参が不要になります。
- ☑ 前払金の申請もメールで可能です※。
※押印省略には担当者の氏名と連絡先の記載が必要となります。

電子契約と併用すれば来庁せずに契約手続きが完結！

電子保証のしくみ

詳細は東日本建設業保証（株）の
ウェブページをご参照ください。

